

**平成26年度  
熊本県歯科医師国民健康保険組合事業内容**

所在地:〒860-0863 熊本市中央区坪井2丁目4番15号 熊本県歯科医師会館内 TEL 096-343-0419 FAX 096-343-0421

H26. 4. 1作成

種 別		甲種組合員	乙種組合員	家族（甲種・乙種）	後期高齢組合員
加 入 条 件		熊本県歯科医師会々員であつて、歯科医業又は歯科業務に従事する歯科医師で規約第4条の地区内に住所を有する者	甲種組合員及び後期高齢組合員の医療機関の業務に従事する従業員で規約第4条の地区内に住所を有する者	組合員と同一世帯にある者	熊本県歯科医師会々員であつて、歯科医業又は歯科業務に従事する歯科医師で規約第4条の地区内に住所を有する者
保 険 料	医 療 分	均等割月額 16,000円 所得割額 社保・国保の前年診療報酬に1,000分の4を賦課 (※最高限度額400,000円) 前年の医業収入が500万円以上1,500万円未満の場合 13,500円 前年の医業収入が500万円未満の場合 12,000円	均等割月額 8,500円 (但し、勤務医は11,500円)	均等割月額 4,000円	均等割月額 2,500円 ※別途広域連合の規程による
	後期高齢者支援金分	全ての被保険者 一律 3,400円			
	介護保険料	第2号被保険者（40歳以上65歳未満） 一律 3,600円			広域連合の規程による
疾 病 分	給 付 の 制 限	なし（但し、自家診療における歯科給付について、一部制限あり） 制限内容……自家診療の場合における歯冠修復については、充填並びにインレーまでを認め、補綴（義歯・義歯の修理・ブリッジ・冠・支台築造等）は、一切給付の対象となりません。また、歯周疾患治療全般（ただし、P急性期の切開、投薬、抜歯は給付）、各指導料及び薬剤情報提供料（甲種組合員・家族、乙種組合員のみ）も給付の対象となりません。ただし、その他の診療については、一般保険診療と同じ取り扱いとなります。			
	一 部 負 担 金	3割（但し、市町村が行う医療費の支給を受けることができる者を除く）	3割（但し、市町村が行う医療費の支給を受けることができる者を除く）	3割（但し、市町村が行う医療費の支給を受けることができる者を除く）	広域連合の規程による
		前期高齢者は定率2割負担。（特例措置対象者は定率1割負担） ただし、現役並み所得者は定率3割負担。			広域連合の規程による
	入 院 時 食 事 療 養 費	入院時食事自己負担額は、1食につき260円。（低所得者（住民税非課税世帯）の場合は減額申請をすると、短期（90日以内）210円／食、長期（90日を超えるとき）160円／食。（前期高齢者の低所得Ⅰの該当者は100円／食）			広域連合の規程による
	高 額 療 養 費	① 一部負担金が一定額を超えた場合。 前期高齢者…外来のみの場合、現役並み所得者：44,400円、一般：12,000円、低所得者Ⅱ・Ⅰ：8,000円 入院・世帯合算があつた場合、現役並み所得者：80,100円、一般：44,400円、低所得者Ⅱ：24,600円、低所得者Ⅰ：15,000円 70歳未満世帯…上位所得者：150,000円、一般：80,100円、低所得者：35,400円 ② 同一世帯で同一月に2人以上の自己負担額がそれぞれ21,000円以上の場合合算して一定額を超えた場合。（同一人が同一月に2つ以上の医療機関にかかり、それぞれ自己負担額が21,000円以上になった場合にも該当） ③ 同一世帯で過去1年間に4回以上一定額を超えた場合は4回目より、上位所得者：83,400円、一般：44,400円、低所得者：24,600円が自己負担限度額。 ④ 厚生労働大臣の指定した特定疾病の認定を受けている者は10,000円（上位所得者は20,000円）を超えた場合、それぞれ超えた額を給付する。 ※ 人工透析が必要な慢性じん不全については、「特定疾病療養受療証」を病院の窓口へ提出すると、1ヶ月10,000円、上位所得者は20,000円の支払いで済みます。 ⑤ 予め組合に申請し、交付された限度額適用認定証を医療機関に提示することで、同一の医療機関等において同一月の外来診療の窓口負担が自己負担限度額を超える場合、窓口での支払いが自己負担限度額までとなる。（現物給付）			広域連合の規程による
食 事 療 養 費	減額の申請中、認定を受けるまでに支払った食事負担額の差額分を支給します。			広域連合の規程による	
療 養 費	保険診療を受けられなかった場合。			広域連合の規程による	
海 外 療 養 費	海外の医療機関にかかった場合。（日本語に訳して、診療の内容等が分かる医師の診療内容明細書及び領収明細書を添付）			広域連合の規程による	
訪 問 看 護 費	医師または歯科医師が看護を必要（医師または歯科医師の意見書）と認めた場合。			広域連合の規程による	
移 送 費	医師または歯科医師が移送を必要（医師または歯科医師の意見書）と認めた場合。			広域連合の規程による	
分 娩	出 産 育 児 一 時 金	1児につき390,000円（妊娠85日以上であれば、生産、死産、流産の別は問いません） 但し、産科医療補償制度に加入する分娩機関で出産された場合、420,000円			
死 亡	葬 祭 費	150,000円	60,000円	50,000円	死亡見舞金 150,000円
傷 病	手 当 金	入院1日につき 2,000円 (年間90日を限度とし、加入より185日目から支給を始める)	入院1日につき 2,000円 (年間90日を限度とし、加入より185日目から支給を始める)	なし	傷病見舞金 入院1日につき 2,000円 (年間90日を限度とし、加入より185日目から支給を始める)
保 健 事 業	人 間 ド ッ ク	1年度内 40,000円まで補助		甲種組合員の配偶者のみ 1年度内 40,000円まで補助	なし
	健 康 診 断 補 助	熊本県歯科医師会が行っている健康診断に500万円の補助	定期健康診断を各事業所で実施されたとき、 @6,000円以下 かかった費用額 @6,000円以上 6,000円補助	熊本県歯科医師会の健康診断を受けた場合、甲種組合員の配偶者（40歳未満）に対してのみ5,000円の補助。 特定健診（40～74才の方）は5,000円を組合が負担。 また、本会が主催する以外の特定健診を受けられた場合は5,000円までの補助。	なし
	健 康 診 断 追 加 項 目 補 助	熊本県歯科医師会が実施している健康診断のうち、追加された項目に対して半額補助。			なし
	インフルエンザワクチン接種補助	ワクチン1回の接種につき3,000円までの補助。（但し、年度内 2回まで）			なし
	B型肝炎ワクチン接種補助	ワクチン1回の接種につき5,000円までの補助。（但し、年度内 15,000円まで）			なし
	東京ビュック宿泊利用	東京都中央区勝どきの宿泊施設「東京ビュック」の宿泊予約。（但し、本組合被保険者に限る）			
	旅館・ホテル宿泊補助	国内外の宿泊施設利用 1人1回 2,000円の補助。（但し、本組合被保険者に限る）（年度内1回のみ）			
	阿蘇ファームヴィレッジ利用	阿蘇ファームランドの宿泊施設「阿蘇ファームヴィレッジ」の宿泊割引。（但し、本組合被保険者に限る）			
	セントレジャー城島高原利用	セントレジャー城島高原の各種施設の特別割引。（但し、本組合被保険者に限る）			
	ダイワロイヤルホテルズ宿泊割引	ダイワロイヤル系ホテル（沖縄を除く）の宿泊料金を特別割引。（但し、本組合被保険者に限る）（予約時に本組合員を名乗る）			
高 齢 者 健 康 対 策 事 業	70才を迎えられた被保険者に対し、記念品贈呈。				
シニア倶楽部補助	熊本県歯科医師会に対し、10万円の補助。				
健 康 保 持 増 進 事 業 補 助	各支部・同窓会・九地連関係が健康保持増進事業を行った場合に補助。				